

令和 8 年 7 月 30 日

入札参加者 各位

滋賀県商工労働部産業立地課

業務説明書内容についての質問に対する回答について

令和 8 年度 第 C－6 号 産業用地開発環境影響評価業務委託（東近江地区）の業務説明書
に対し、令和 8 年 7 月 28 日に質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
①業務説明書(2) 配置予定技術者において、 a 管理技術者 (a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-建設環境） (b) 技術士（建設部門：選択科目 建設環境） 上記技術者のほか、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者も可とする。 と記載がありますが、(b) 技術士（建設部門：選択科目 建設環境）を保有していれば管理技術者及び照査技術者の配置として満たすとの認識で合っておりますのでしょうか。 異なる場合はご教示の程宜しくお願い致します。	ご認識のとおりです。

②業務説明書(イ) 同種または類似業務の実績において、 a 同種業務：環境影響評価法（平成9年法律第81号）または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きで、滋賀県の場合、配慮書および方法書の作成に該当するもの b 類似業務：環境影響評価法または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きで、滋賀県の場合、条例第12条に定める環境影響評価準備書の作成に該当するものと記載がありますが、「同種業務」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）または地方公共団体が定める環境影響評価に係る手続きには必ずしも配慮書手続きを伴わないため、滋賀県以外の手続きの場合は、配慮書または方法書の作成に該当する実績も同種と認められるでしょうか。 また、「類似業務」について、滋賀県以外の手続きの場合は、環境影響評価準備書の作成に該当するものであれば類似と認められるでしょうか。	本業務においては、同一事業で、配慮書と方法書を作成した場合に、同種業務として評価します。 このため、方法書のみを作成した場合は、同種業務として評価しません。 「類似業務」については、実施説明書P.3に記載の評価対象発注機関による環境影響評価準備書の作成に該当するものを類似業務として評価します。
--	--

以上